

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件（平成21年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第2号）

- 一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「法」という。）第2条第10項の設備とは、導入される事業所の資源生産性を向上させるために必要不可欠な機械及び装置一式をいう。
- 二 法第2条第10項の施設とは、導入される事業所の資源生産性を向上させるために必要不可欠な建物、建物附属設備又は構築物をいう。
- 三 法第2条第10項の設備又は施設が導入される事業についての資源生産性を主務大臣の定める程度以上に向上させることとは、既存の事業所（設備又は施設の導入前のエネルギー生産性又は炭素生産性の数値が存在する事業所をいう。四において同じ。）に導入する設備又は施設について、次のイからハまでのいずれかを満たすこととする。

$$\text{イ} \quad \frac{(V_J + V_F)}{(E_J + E_F)} \times 100 \geq \frac{V_J}{E_J} \times 101$$

$$\text{ロ} \quad \frac{(V_J + V_F)}{(C_J + C_F)} \times 100 \geq \frac{V_J}{C_J} \times 101$$

$$\text{ハ} \quad E_J - (E_J + E_F) \times \frac{V_J}{V_J + V_F} \geq 500 \text{ (原油換算 k l)}$$

E_J : 設備又は施設を導入する事業所の導入前のエネルギー使用量（原油換算 k l）
 E_F : 設備又は施設の導入による事業所のエネルギー使用量の変化量（原油換算 k l）
 C_J : 設備又は施設を導入する事業所の導入前のエネルギー起源二酸化炭素排出量
 C_F : 設備又は施設の導入による事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量の変化量
 V_J : 設備又は施設を導入する事業所の導入前の付加価値額
 V_F : 設備又は施設の導入による事業所の付加価値額の変化額

- 四 法第2条第10項の設備又は施設が導入される事業についての資源生産性を主務大臣の定める程度以上の高さとする事とは、新設の事業所（既存の事業所以外の事業所をいう。）に導入する設備又は施設について、次のイからハまでのいずれかを満たすこととする。

$$\text{イ} \quad \frac{(V_{Ke} + V_F)}{(E_K + E_F)} \times 100 \geq \frac{V_{Ke}}{E_K} \times 101$$

$$\text{ロ} \quad \frac{(V_{Kc} + V_F)}{(C_K + C_F)} \times 100 \geq \frac{V_{Kc}}{C_K} \times 101$$

$$\text{ハ} \quad E_K - (E_K + E_F) \times \frac{V_{Ke}}{V_{Ke} + V_F} \geq 500 \text{ (原油換算 k l)}$$

E_K : 設備又は施設の導入前の企業全体のエネルギー使用量（原油換算 k l）
 $\times \frac{\text{設備又は施設を導入した事業所の導入後のエネルギー使用量}}{\text{設備又は施設の導入後の企業全体のエネルギー使用量}}$
 E_F : 設備又は施設を導入しなかった場合と比較した事業所のエネルギー使用量の変化量（原油換算 k l）
 C_K : 設備又は施設の導入前の企業全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量
 $\times \frac{\text{設備又は施設を導入した事業所の導入後のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}{\text{設備又は施設の導入後の企業全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}$
 C_F : 設備又は施設を導入しなかった場合と比較した事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量の変化量
 V_{Ke} : 設備又は施設の導入前の企業全体の付加価値額
 $\times \frac{\text{設備又は施設を導入した事業所の導入後のエネルギー使用量}}{\text{設備又は施設の導入後の企業全体のエネルギー使用量}}$
 V_{Kc} : 設備又は施設の導入前の企業全体の付加価値額
 $\times \frac{\text{設備又は施設を導入した事業所の導入後のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}{\text{設備又は施設の導入後の企業全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量}}$
 V_F : 設備又は施設を導入しなかった場合と比較した事業所の付加価値額の変化額

- 五 法第2条第10項第1号の主務大臣の定める施設とは、施設の内部造作物又は設置された設備が施設と

一体となって資源生産性を向上させる場合（人の活動環境を向上させるために用いられる空調機器の稼働により資源生産性が向上する場合を除く。）における当該施設であって、当該内部造作物又は設備を分離した場合に、三又は四に掲げる資源生産性の向上の基準を満たすことができなくなるものをいう。

備考

- 一 この告示において「資源生産性」とは、エネルギー生産性及び炭素生産性をいう。
- 二 本文三及び備考一のエネルギー生産性の計算方法については我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成23年財務省・経済産業省告示第3号。以下「基本指針」という。）備考五ロの規定を準用し、炭素生産性の計算方法については基本指針備考五ハの規定を準用する。
- 三 本文三及び四並びに備考二において準用する基本指針備考五ロ及びハの付加価値額の計算方法については、基本指針備考五イの規定を準用する。
- 四 本文三及び四並びに備考二において準用する基本指針備考五ロのエネルギー使用量の計算方法については、基本指針備考五ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ1及び2中「本文五ロ及び備考五ロの」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件本文三及び四並びに同告示備考二において準用する備考五ロの」と、同号ニ3中「資源生産性革新計画に物資の流通の効率化の取組が含まれる場合」とあるのは「導入しようとする資源生産性革新設備等に物資の流通の効率化に資する設備又は法第2条第10項第2号に掲げる施設が含まれる場合」と読み替えるものとする。
- 五 本文三及び四並びに備考二において準用する基本指針備考五ハのエネルギー起源二酸化炭素排出量の計算方法については、基本指針備考五ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ1及び2中「備考五ハの」とあるのは「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十項の資源生産性革新設備等に関する件本文三及び四並びに同告示備考二において準用する備考五ハの」と、同号ホ3中「様式第二十八別表1の「目標年度」とあるのは「様式第二十八別表7の「設備を導入する年度」と、「同表の「基準年度」とあるのは「同表の「設備を導入する前の年度」と、同号ホ4中「資源生産性革新計画に物資の流通の効率化の取組が含まれる場合」とあるのは「導入しようとする資源生産性革新設備等に物資の流通の効率化に資する設備又は法第2条第10項第2号に掲げる施設が含まれる場合」と読み替えるものとする。